

第一類 第三号

第四十六回国会 法務委員会

第十六号

(1111)

昭和三十九年三月十九日(木曜日)  
午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 唐澤 俊樹君 理事 小島 徹三君

理事 三田村 武夫君 理事 神近 市子君

理事 須崎 兼光君

田村 良平君 千葉 亀山 孝一君

中垣 國男君 田中 織之進君

松井 政吉君 山本 幸一君

横山 利秋君 竹谷 源太郎君

志賀 義雄君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

(民事局長) 事務官 平賀 健太君

(刑事局長) 事務官 竹内 寿平君

委員外の出席者

(民事局第三課) 香川 保一君

(刑事局長) 事務官 横井 芳一君

本日の会議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号)  
不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(參議院送付)

○濱野委員長 これより会議を開きます。  
刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前会に引き続き質疑を行ないます。

○竹谷委員 身のしる金目的の誘拐罪

が頻発をする、こういう情勢下にありまして、この犯罪に対する法律を整備する、また法定刑を引き上げて、犯罪を予防し、そして制圧しよう、こういふことはもとより必要ではあります。が、いま刑法の全面改正を前にして、刑法を改正するよりもむしろ特別法をもつてこれをやつたらいいのではないか、道義的なこうう法律をつくって、このような犯罪を防遏するのであるという態度を示すほう

が、社会に対する警告の意味からも、また不安を除去する上からも、かえつ

りますが、特に刑法の全面改正を前にして刑法そのものを改正するという手段に出たのは、どういう理由からであるか、まず、お尋ねをいたしたいと思

います。

○竹内(舞)政府委員 お尋ねの点はまことにごもっともでございまして、刑法全面改正を前にいたしまして、特に刑法の一部改正をするということにつきましては、御承知のとおり事件が頻発してくるといふこの現状を正視する立場に立ちますことは当然でございま

すが、特に昨年はこの種の事件が数件集中して発生しているという実情でございまして、例の吉原ちゃん事件、これは未検挙になつておりますが、いまこの事件の前後、世論のこの事件に対

する盛り上がりと言いますが、これは朝日、毎日、東京その他一流新聞がそれを社説を掲げ、記事を取り上げ、またいろいろなコラムのところに論評をいたしておりますので、世論がこの問題に関連してわき立つておるということ

がうかがえるばかりでなく、投書欄を

見ましても、かなり国民の声がこの問題に集中しておるのございます。も

うふうに思ひます。そういうこと

があつたわけでござります。こう

うふうに思ひます。それで、こ

うふうに思ひます。そこで、

文化的な手段、方法をもつてこれに対する心要があるうかと思うが、そういう点については法務省はどんなお考えを持つておるか、その点を伺いたいと思います。

○竹内(壽)政府委員 犯罪防止の方法といったしまして、あらゆる施策の総合的な推進ということがきわめて緊要でございまして、ひとり刑罰の引き上げというような威嚇的な方法のみが唯一のものでないことは、私どもよく承知をいたしておりますし、また、この犯罪防遏のための環境の調整とか諸施設の整備というようなものは、法務省の、私どもの所管外の行政分野にもまたがる問題であると存じます。先般もそういう御趣旨の御質問を受けたのでございますが、まさにそのとおりでございます。

いう意味は、親族だけで、姻族は含まれないのかどうか。その範疇は親族、姻族の者で、しかもあるとの「被拐取者／安否ヲ憂慮スル者」、こういう者で親族、姻族にあたる者は、「近親」という字はどこまでの何等親ぐらいまで入るのか、そこをもう少しはつきり御説明を願いたい。

○竹内(壽)政府委員 その点は実はわざとはつきりしていないわけでござります。なぜ「近親其他」「其他」とい

うのは近親以外の者でございますが、だからといって、近親に準ずる者を

言つておるのであって、全くの第三者でないという意味でこれを例示してあ

るわけでございますが、本来この「近親

其他」という文字をちゃんと知らないで、つまりないものと考えて二百二十

五条ノ二を読んでいただきますと、よ

くおわかりいただけると思うのでござ

いますが、「被拐取者ノ安否ヲ憂慮ス

ル者ノ憂慮ニ乘ジテ」取る。そういう

被拐取者、つまりかどわかされた者の

安否を親身になつて憂慮する者のそ

憂慮に乗じて金を取ろうという目的で

やればこの罪になるのでございまし

て、そういう親身になつて憂慮する者

とはどういう者かといふと、やはり親

とかきようだいとかいう親族になるわ

けでございます。そこで「憂慮スル者

ノ憂慮ニ乘ジテ」ということばの意味

からして、おのづから親族その他これ

に準ずる者ということばの意味が解釈

されてくるのでございます。これは諸

外国の解釈におきましても同様でござ

います。そこでそういうふうに出てく

るのでございますが、これは法律家が

解釈としてそななるということを言う

だけではわかりにくいので、その意味

を明瞭かにしますために、その上に

「近親其他」ということをつけ加える

ことによりまして、その解釈が、親身

になつて憂慮する者とは近親その他で

あるぞよということがわかるようにこ

へ加えたのでございまして、そういう

ふうに御理解をいただきますと、

「近親其他」ということがかなりあり

まいなことばであるけれども、ないよ

りはあつたほうがなおわかりがいいじ

ないかというふうにおわかりをいた

だけるのではないか、かように考えて

おるわけでござります。

○竹谷委員 そうすると、被拐取者の

安否を憂慮する者、そしてそれは近親

その他そうした者だ、こういうふうに

解釈をするのだ、こういうわけでござ

りますね。そうなりますと、一般の人

でも被拐取者の安否を憂慮する者、だ

れでも第三者でもいい、それも含むの

だ、こういうことになるわけですが、

ところが、お配りを頼った刑法の一部

を改正する法律案の逐条説明書の、こ

れの近親その他の被拐取者の安否を憂慮

する者の説明の中に、「身のしる金目

的誘拐罪本来の性質からみて、單に被

拐取者またはその近親の苦境に同情す

るにすぎない第三者がここに含まれな

い、こういうのですが、同情をする

のではなくて、積極的に、こういう事

態があつては非常にその人にかわいそ

うである、非常に世人一般も同情以上

に憂慮をするという情勢になつたとき

には、もうだれもがこれに入るように見

えるのですが、その点いかがですか

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おる者であれば親族でない一般の第三

者も入るということになるかどうかと

いうことにつきましては、これは入ら

れないといふ解釈をいたしておるわけで

ござります。趣旨説明の際にも申し上

げましたように、「近親の苦境に同情

するにすぎない」ということばは悪い

のでございますが、憂慮はみんなして

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そうな

うふうに考えております。

○竹谷委員 「憂慮ニ乘ジテ其財物ヲ

交付」させる憂慮した人の財物でなければならぬかどうか。憂慮をしておる

人が、ここに甲なら甲といふ人があ

り、その人でない乙なり丙なりの財物を

を交付さす。それでいいのだ、甲は金

がないからどうせ出せないだろう。

乙、丙、近親その他の憂慮してない者

が、まだれでもいいから出せばよろしい

のだ。こういう場合です。

○竹内(壽)政府委員 「其財物」とい

う「其」ということに問題があるよう

でございますが、この「其」はやはり

憂慮しておられる人は、「憂慮ニ乘ジ

テ」取るという犯人の悪い心情、そ

てまいりまして、単に第三者としてけ

しらぬ、心配だというような意味で

憂慮しておられる人は、「憂慮ニ乘ジ

テ」取るという犯人の悪い心情、そ

ういうものを罰しようとするこの規定

の近親その他の被拐取者の安否を憂慮

する者の説明の中に、「身のしる金目

的誘拐罪本来の性質からみて、單に被

拐取者またはその近親の苦境に同情す

るにすぎない第三者がここに含まれな

い、こういうのですが、同情をする

のではなくて、積極的に、こういう事

態があつては非常にその人にかわいそ

うである、非常に世人一般も同情以上

に憂慮をするという情勢になつたとき

には、もうだれもがこれに入るように見

えるのですが、その点いかがですか

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おる者であれば親族でない一般の第三

者も入るということになるかどうかと

いうことにつきましては、これは入ら

れないといふ解釈をいたしておるわけで

ござります。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

ますが、「近親其他」と書くことに

よつて、親族だけでなく、憂慮して

おるのですから、第三者的な立場に

事案になりませんと、なかなか判断が

むずかしいのがございますが、だれで

もいことなら近親も入るのじゃない

かということになりますので、そんな

うふうに考えております。

○竹内(壽)政府委員 その点でござい

&lt;p

ら、犯人のほうにそういう交付させようという動機があれば、そういう動機でやれば一項のほうの罪になるわけですが、それから二項は、現実に豪麗に乘じて財物を交付させるとか要求する行為が進んでおる。その進んでおる状況の場合でございますが、一項は目的だけを規定しておる、二項はその目的実現の行為でございますので、段階的に行方が進んでおる。その進んでおる状況の場合でございますから、一項と二項とで、犯意もかなり不確定な状態でも、そういう動機でやるとすれば一項のほうの罪になりますが、私が先ほど申ししたような説明は主として二項の説明としていたわけでございます。

産上の利益を得るという場合の目的は、これから除外をいたしておりません。こういう立案をいたしましたのは、財産上の利益まで含めますことは範囲が広くなり過ぎてまいりして、実際そういう問題もあると思うのでござりますが、それは恐喝罪の二項恐喝でまかなくてやつていいのではないか、無期までも持つていてその罪を重く罰しようというこの罪の本来的な類型として見ますと、やはり財物そのものずばりを取ろうというところに着目をして立案するのがこの罪に最もふさわしい立案のしかたではないかといふように、犯罪学的な類型からようになります。実際問題としても、財産上の利益を得るというようなものまで入れますと、この身のしろ金目的の誘拐からはやく類型的に違ったものにまで広がっていくような感じがいたしますので、厳密にこの種の罪の範囲、性格というものを浮き彫りにいたしまして、その浮き彫りにびしゃりと当たる場合だけが重く罰せらされるというふうにいたしたわけござります。

○竹内(舊)政府委員 御承知のように未遂罪といふのは犯罪に着手して遂行せぬった場合でございまして、いま仰せの設例のような場合は恐喝罪の着手はあつたと見ていい。しかしそだ金を取つておりますので、恐喝の未遂となることになります。二百二十八条の未遂のほうは、誘拐行為に着手しなければならないわけであります。そして誘拐なかつたという場合でなければなりませんが、誘拐をするぞという程度のこととは、これはおどしの内容ではございますが、誘拐そのものの行為に着手したとは言えないと思いますので、二百二十八条の未遂という問題は起る余地はないというふうに考えます。

○竹谷委員 そうしますと、私がいま例として申し上げたようなことは予備罪になる場合があるが、まだ略取、誘拐の着手がなされておらないから二百二十八条の未遂にはならない。そして恐喝に関する行為の着手があつたものとして恐喝罪未遂として处罚される、こういうことになりますね。わかつりました。

次上です。

○濱野委員長 刑法の一部を改正する法律案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

質疑に入ります。大竹太郎君。

○大竹委員 今度のこの不動産登記法の一部を改正する法律案の提案の趣旨が御承知のように未遂罪といふのは犯罪に着手して遂行せぬった場合でございまして、いま仰せの設例のような場合は恐喝罪の着手はあつたと見ていい。しかしそだ金を取つておりますので、恐喝の未遂となることになります。二百二十八条の未遂のほうは、誘拐行為に着手しなければならないわけであります。そして誘拐なかつたという場合でなければなりませんが、誘拐をするぞという程度のこととは、これはおどしの内容ではございますが、誘拐そのものの行為に着手したとは言えないと思いますので、二百二十八条の未遂という問題は起る余地はないというふうに考えます。

○竹谷委員 そうしますと、私がいま例として申し上げたようなことは予備罪になる場合があるが、まだ略取、誘拐の着手がなされておらないから二百二十八条の未遂にはならない。そして恐喝に関する行為の着手があつたものとして恐喝罪未遂として处罚される、こういうことになりますね。わかつりました。

次上です。

○濱野委員長 刑法の一部を改正する法律案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

ころもありまして、これらを合理化していくために、登記所の改廃といううえで、上だけのことでもいいません。そのとくに、うち点を全般的に検討いたしておりませんけれども、しかしまだ、その地方の便益等を考えますと、なかなか数字の上だけのことでもいいません。そのとくに、うな点につきましてよく地元と話しまして、いまして、そして納得のいくところはそれをやつていこうという考でおりませんが、まあその点も、もとはと申しますと登記所の要員の十分にないといふことをよりなところにも起因をいたしておりますので、それらの整備をすることとまず重点を置いてはかっていきたい、そして地元の不便になるようなことは極力避けて、十分納得のいき、不便がそれほどに響かないというようなところから逐次進めていきたい、このようの方針で進めておる次第でございます。

○大竹委員 それは三十九年度では、どことどこが問題になつており、そしてやめられるというような計画でござりますか。

○香川説明員 三十九年度に登記所を統合するというような案は現在のところしまっておりません。これは先ほどの政務次官から御答弁がありましたように、地元との交渉によりまして納得いたところからやつていくところとござりますから、別に確定的な案は作成いたしておりません。

○大竹委員 それでは次の質問であります、登記簿帳の台帳は四十年の三月までに一元化をやるという方針になつておると聞いておりますが、現在の実状況はどうですか。

○香川説明員 ただいま行なつております登記簿帳の一元化は、昭和三十五年から始めたわけでございますが、現在



になりますのは、その不動産を譲り受けた第三取得者が、抵当権の登記のある不動産を取得するわけでございますので、弁済期がどうなっているかといふことが一応わかれれば非常に便利なわけでござりますけれども、いま申し上げますように、期限の利益の喪失約款がついております関係で、弁済期がずっと先になつておる、あるいは分割弁済ということになつておるけれども、第三の取得者がその不動産を取得します當時、すでに期限の利益を喪失いたしまして、全部について弁済期が来ておるかもしません。また、御承知のように弁済期が来ておりませんで、も、たとえばほかの債権者が競売をする、あるいは強制執行の申し立てをすることになりますと、その当該の抵当権についてもそれが棄てられるということになるわけで、第三取得者にとりましても、必ずしもこういう弁済期の定めを登記しておりますても、決してそのとおりに動かないということになりますと、非常に手数をかけ、申請人にも非常に負担をかけて、それを登記する実益は非常に薄くなる、ほとんどのないといつてもいい実情なのでござります。そういう関係で、この定めを登記することをやめることにいたしました次第でございます。

の発生期ですが、これがやはり私は必要だと思うことは、民法の三百七十四条との関係で、最後の二年分について行使できるというこの規定との関連からいたしまして、据え置き期間といふような面ははつきりする意味からいって、やはり弁済期あるいは利息の発生期といふものは書いておく必要がある。登記されておったほうがいいんだけれど、じやないかというふうに考えるわけですか。

も、「利息ニ闕スル定」というのを残しまして、百十六条と歩調を合わせた次第でございまして、利息の発生期、押え置き期間の定めというのは「利息ニ闕スル定」というところに入るといふに解釈に、不動産質権も抵当権も通じてなるというふうに考へる次第でござります。したがいまして、先ほど仰せの利息の発生期の定めというのは、依然として登記として残るというふうに考へる次第でございます。

それから第二点は、民法三百七十四条の、最後の二年分の利息または損害金は、これは問題になりますのは、遅延損害の利率でございます。これは登記事項になつておりますが、利息の延滞損害の利率でございます。これは登記事項になつておりますが、利息の延滞損害がすでに発生しております限りは「弁済期ノ定」を支払時限ノ定を削除いたしましても、これは差しつかえない。これは利率の記載がござりまする限りは「弁済期ノ定」を削除いたしましても、これは差しつかえない。これは利率の記載がござりまする限りは、いささかも影響はないわけでございます。

○大竹委員 次に抵当証券でありますのが、この流通状況はどうなつておりますか。

○平賀政府委員 抵当証券法は、御承知のとおり昭和六年に制定されまして、法律としては非常に近代的な完備化した制度でございますが、どうも日本国内の金融情勢のしからしむるところだとお思ひのところであります。一般にはあまり利用されていないのでございまして、最近の統計で調べてみたのでございまますが、昭和二十五年から二十八年までは一件もその抵当証券の申請がないのですが、三十年に一件、三十一年、三十二年は全然ございません。三十三年が三件、三十四年が二十五件、三十五年が

十七件、三十六年が十一件、三十七年が二十一件、ほとんど利用されないと言つていいような実情でござります。○大竹委員 いまお話をありましたうに、非常に完備したい法律だとうことでありながら、非常に利用されは法そのものを全面的に検討する必要があるのでないかと考えるのであります。が、その点はどういうふうに考えになりますか。

○平賀政府委員 ただいま申し上げましたように、この抵当証券法は、要するに債権及び抵当権に流通性を与えたということで、非常によくできたとしますか、完備した、精密機械のような制度でございますけれども、遺憾がら、これが行なわれていないのは、主としてこれはわが国の金融情勢のからしめるところじゃないかと思うのでござります。したがって、どうもこの法律を変えましたならばもつと利用されるかという点は、はなはだ疑問のござります。法務省といたしましては、いまのところ、この抵当証券制度を改正するという具体的なことを考えておりません。なお、これがもし金融情勢が変わらまして利用されるというようなことになりますと、もうと実態がはつきりして、こういふ点が不備であるというようなことがあります。具体的に明らかになつてくるであろう、思ひますけれども、現在のところは、これをどう変えたらもつと行なわれるかという点について、必ずしもこれ具体的にはっきりいたしておりません。そういう関係で、いまこれを改めるという計画はございません。

○大竹委員 それで、私抵当証券といふものを作りたまうなことはあります。それがどういふことですか。  
○平賀政府委員 おそれます。この御承知のとおり、この抵当証券は有価証券でございまして、権利を行使する場合には、抵当証券を呈示しまして権利を行使するわけでございます。それが転々流通します関係で、元本なりあるいは利息の弁済を債務者に対して請求します場所に参りましてそれを呈示して請求をするという関係になるわけでございます。そういうわけで、抵当証券面上には、どうしても弁済期の定めというものを記載しておく必要があるわけでございます。さらにその抵当証券に記載します場合には、やはり登記簿に記載されるべき事項を抵当証券に写してあるわけでございます。その関係で、抵当証券発行の定めがあります場合には、どうしても登記簿に記載の必要が出てくる。そういう関係から、抵当証券が発行されております場合に限りまして元本、利息の弁済期も登記することにいたしたのでござります。  
○大竹委員 次に共同担保の百二十二条でございます。これについてお聞きしたい。いままでは五個以上のものを共同担保にするときに共同担保目録を出すということになつております。今度は二個以上の場合に出すということになるのだろうと思いますが、こうい

たしますと、申請者のほうとすれば、共同担保のときはいつでも目録を出さなければならぬということになつて、申請者のほうとしては非常に手数がかかるといいますか、めんどうになると、思うのであります。が、その点についてどう考えられますか。

に、現行の場合に比べまして、改正後におきましては、申請人のほうが常に共同担保の場合には目録をつけて申請しなければならぬというので、担保目録を作成しなくてはならぬ機会が多くなるわけでございますが、ただこれでは、登記の申請をいたします場合に、申請人としては、その申請書面に共同担保の関係にある不動産を全部表示しなければならぬということになりますと、個々の不動産を表示します場合に、共同担保目録記載のとおりこうことで引用をいたす、そういうふうに引用をできるようになります。これは省令のほうでそういうふうに引用をいたしたい。これは省令のほうでそういう手当てをいたしたいと思つておるわけですが、それよりもむしろ、すべての場合に共同担保目録を出されると、いろいろなことになるわけですが、それで、申請人の負担もそれによって明確になりまして見やすくなるという点の実益が非常に大きいわけでありますので、申請人の負担もそれによつてそうふえるわけではございませんし、全体として非常に合理的になるという関係であります。

お聞きいたしたいのですが、この場合には、登記官吏が登記をするときには、合併前の土地の所有権の登記記は転写しないということになつていて、るのであります。が、合併前の土地所有権の登記が問題になりますて、それが無効とかなんだとかということになつたときには、私は非常にめんどうなことが起こるのではないかと思うのであります。が、その点の手続は一体どうなるのでありますか。

たとえば前権利者が先ほどお話を出されましたような地面師なんかで、かつては処分された、その地面師がやった登記というものが抹消になりました、その以前の正当な権利者が所有者とされておるその登記が、閉鎖された登記以前に移されまして、それによってその土地に關する登記が正当な姿に戻る。かなり複雑でござりますが、そういう手順で正しい登記が回復されるということになるわけでございます。

係でこれを削除いたしたのでございまして。本来から申しますと、昭和三十五年の改正の際に、権利に関する登記と不動産の表示に関する登記を分けました際に、これを整理しておかなければなりませんんでしたのが整理漏れになつてしましました関係で、これを今回整理いたしたいと存じます。

トル法が土地、建物につきましても全面的に実施されるということになつております。ただ法律のたてまえとしましては、それまでにすでに現在登記されております登記簿上に、従来の尺貫法を使つて面積なんかを表示しておりますものを直ちに改める必要はないといふことになつております。ただ、たゞ以降土地、建物についてもメートル法が完全実施ということになります。

筆の土地はどうなるかと申しますと、数ある一筆の土地の所有権の取得が無効であった、その登記を抹消しなくちゃならぬという場合には、まずその部分につきまして分割の登記をいたしました。さらに合併しましてその分だけ分割をいたします。その分割の登記をいたしましたと、合併の登記の際にいたしました所有権に関する登記事項がそこに引き写されてくるわけでございます。合筆によって所有権が移転したたゞ、いう記載が引き写されることになります。その所有権に関する登記を抹消いたしますと、合併前の土地についてなされましたが、前的所有権の登記が生きてくることになりますので、それをさらに登記簿に写す。それが実は無効原因があるわけでそれが抹消されることになります。したがって、まださらにそれを抹消してしまった合併前の登記用紙からそれを書き写してきてまたさらにそれを抹消いたしますと、その前の所有権に関する登記事項が、これはすでに閉鎖いたしましたとしてこちらに登記される。で、その無効な所有権の登記がなされる前の、

が、土地が河川敷になった場合には十五条の土地権利義務者への通知といふ規定を削っているのでござりますが、これは私、やはりあつたほうがいいのじやないだらうかと思うのであります。

○平賀政府委員 九十条の規定は、たゞいま仰せのように、これは土地の一部が河川の敷地になりました場合の分筆の登記の手続に関する規定でござります。土地の一部が河川敷になりました場合には、まず分筆の登記をする必要がございます。この分筆の登記と申しますのは、これは権利に関する登記と不動産の表示に関する登記と分けておるのでございますが、その関係から言いますと、分筆の登記でござりますので、不動産の表示に関する登記などとござります。現行の九十条の三項で準用しておりますところの五十一条の三項と六十五条の規定は、いずれもそれは権利に関する登記の規定なのでござります。したがいまして、これは不動産の表示に関する登記でござりますので、分筆のときにこれを準用するのでは間違いでございまして、そういう闇

○平賀政府委員 これは全然表示の登記もない、全く登記簿に載っていない不動産に関する登記の申請あるいは転記でございます関係で、一体どういうふうな不動産かということを明確にいたしまして、どうしても土地の所在図とされたために、建物の面などを添付することが必要であるわけでございます。これは一般の場合に、たとえば建物を新築いたしましたとして、新たに表示の登記を一般の人が申請することと同じでござりますして、その関係が一般的の場合と変わりませんので、こういう土地の所在図とともに、建物の図面といふものを添付いたしまして、不動産の実態を明らかにするという趣旨でございます。

○大竹委員 最後にいま一つだけお聞きしたいのは、メートル法の実施に伴う登記簿の書きかえ、これは一體見通しといたしまして、不動産の実態を明らかにする法によりますと、昭和四十一年四月一

メートル法につきましては、計量法及び計量法施行法といふ法律がございまして、この計量法施行法によつて國面をつけるという規定がありますが、これはなぜ必要なのですか。

と、登記簿にそういう尺貫法が残つておるのはどうも好ましくないというのでは、従来の方針といだしましては、昭和十一年四月一日以降はすでに登記簿においておるものもメートル法に書きかえられるということになつておるわけでああります。ところが、他面現在作業を統けております登記簿と台帳の一元化作業が、昭和四十六年の三月まで実はかかるわけであります。もし書きかえをいたしましたとしても、どうしても台帳と登記簿の一元化が済みます昭和四十一年の四月一日以降でないと書きかえができます。非常に手数がかかることになりますので、従来の方針を変える必要があると思っておる次第でございます。昭和四十年度におきまして、その点の予算として、その他の手当を考えみたいと考えております。現在の見通しといだしましては、四十一年四月一日からメートル法に書きかえる方針でございますけれども、これは四十六年四月一日以降に延ばさざるを得ないのではないかとうふうに考えております。

よろしくございますか。

○平賀政府委員 結論から申しますとそういうことでございますが、当初一元化の作業を五年ということで計画したものでございますから、五年たつたものが、十年計画といふことに最終的にきましたものでございますから、メートル法の書きかえをやろうといふことだったのです。ところが、十一年計画といふことに最終的にきましたものでございますから、メートル法もそのように既存の土地、建物の登記の表示を書きかえるということにいたしたいと考えております。

○三田村委員 関連して、三十五年の法改正のときもだいぶいろいろ議論をしたのですが、これが参議院を通じておきますから、衆議院を上げれば四月一日施行ということになるのですね。

そこで一、二点伺つておきたいのですが、あのときだいぶん議論いたしました登記所の統廃合はどのくらい進んでおりますか。

○平賀政府委員 登記所の統廃合は昭和三十三年ごろから始めたのでござりますが、ことし一月一日現在で全国で二百三十五府統廃合が実施済みになつております。

○三田村委員 政務次官にもぜひお聞き願いたいのですが、法務省関係の仕事で国民に直接関係のあるのは登記事務なんですね。同時に国民の権利を設定し、またその権利を保護するという非常に重要な仕事が登記事務なんですね。不動産登記法のたまえからこれを新しくすることもさることながら、私は一番必要なことは登記事務の円滑化と、それからほんとうに国民の便利、利益に関しての業務だと思います。この前もやかましく言つたんですが、法

務省の御意見伺つておると、人員が足りないからとよく言われます。人手不足だからとよく言われますが、これは私は見当違ひだと思うのです。人手が足りなければ人手をふやせばいいのです。御承知のとおり道路にしろ、あるいは工場の建設にしろ、土地の利用度が非常に高まってまいりまして、寸断また寸断されつつあります。そういうときに登記事務というものはますます複雑になつてくる。しかもこれは重要な権利の設定なのです。人手が足りないから少し人員が少ないところは私は反対です。交通機関が便利になつたから少しがら遠くなつても来ればいいじゃないか、この思想も間違いだと思う。幾ら山の中でも、一日に三件とか五件しかない登記所でも、置いてあることが、政府のなさなければならぬ一つの方向であつて、人員が足りないから、予算がないから登記事務所を減らしていくということは、私は根本から間違いたと思う。そういうことでなつて、これは必要な国民の権利の設定なりませんよ。その重要な登記事務でありますから、兎手が足りなかつたら堂々と記所で確認されなければ国民の権利にあつたのです。しかも、いままでの登記所というものは、地元の人人が、あるいは町役場であるいは村で町で、建物から敷地から提供してつくってきたのです。それを人員が足りないから、予算が足りないから減らすということは、私はどうも合点がいかない。政務次官、ひとつ御意見伺つておきます。

○三田村委員 政務次官にもぜひお聞き願いたいのですが、法務省関係の仕事で国民に直接関係のあるのは登記事務なんですね。同時に国民の権利を設定し、またその権利を保護するといふこと、最も重要な仕事が登記事務なんですね。不動産登記法のたまえからこれを新しくすることもさることながら、私は一番必要なことは登記事務の円滑化と、それからほんとうに国民の便利、利益に関しての業務だと思います。このことをやらなくたって、少し人員をふ

やして登記所を廃止するのではなくてふやすべきだと思う。私は根本思想が違うかもわかりませんが、とにかく不動産の登記によつて権利が設定され保護されています。しかも今日、道路一本つけたつて自分の所有の土地がばかりに切られてしまふますますこれが盛んになる。こういうときに、私は登記事務の簡素化、能率化も必要ですが、同時に国民の便利のために登記所というものを考えなければいけないと思う。この点についての、事務的な御判断もそうですが、ひとつ政務次官、しつかり考えていただきたいと思う。登記所をやめて統合するというのは、私は反対です。交通機関が便利になつたから少しがら遠くなつても来ればいいじゃないか、この思想も間違いだと思う。幾ら山の中でも、一日に三件とか五件しかない登記所でも、置いてあることが、政府のなさなければならぬ一つの方向であつて、人員が足りないから、予算がないから登記事務所を減らしていくということは、私は根本から間違いたと思う。そういうことでなつて、これは必要な国民の権利の設定なりませんよ。その重要な登記事務でありますから、兎手が足りなかつたら堂々と記所で確認されなければ国民の権利にあつたのです。しかも、いままでの登記所というものは、地元の人人が、あるいは町役場であるいは村で町で、建物から敷地から提供してつくってきたのです。それを人員が足りないから、予算が足りないから減らすということは、私はどうも合点がいかない。政務次官、ひとつ御意見伺つておきます。

○田村(良)委員 関連して、三田村先生の御意見なり御質問で大体意を尽くしておりますが、ちょっといまの大竹

委員に対する御答弁で、三十九年度の統廃合の計画はどのようになつていて

いることだといふように考えます。十分その点でも努力をしていきたいというふうに考えております。

○田村(良)委員 関連して、三田村先生の御答弁で具体的な計画がないと法務省がおっしゃつてゐるなら、かつてに

出先がつぶすならつぶせといふことを

やつておるとすれば、たいへんなこと

だと思います。やはり私は、本省の指

令によつて出先の統廃合が行なわれる

のではないかと思うのです。

そうすると、この機会に現実に立つてお伺いしておきたいことは、どうい

う基準で統廃合をされようとしている

のかといふことです。御参考まで申し上げますと、たとえば地方建

設局とか通産局あるいは農政局、ある

いは工業試験所——大阪にある工業試験所を四国に持つていくとかいろいろなことをやつておるが、これは理屈は

やはり国民へのサービスだと言つ

う一方では権利の得喪にたいへん重大な

ことなどをやつておるが、これは理屈は

やつておるが、ほんとうに三十九年

度統廃合の計画を立てておられないの

か、もしそうだとすると、高知県、青

森県でやつておることは、出先がかつてにやつておるということになる。

ういうことは直ちに指示してやめてい

ます。したがつて、ほんとうに三十九年

度統廃合の計画を立てておられないの

か、わざわざ第一線の住民の立場から

うやるというふうに計画を立てておる

わけではございません。ただ、一般的

な基準といたしまして、ただいま仰せ

ただまつたと思いますが、その真相を

伺つておきたい。

○平賀政府委員 統廃合の実施計画、

具体的に三十九年ではこことこをこの御意見ではないかと思うのです。した

がつて、いま統廃合の計画なしに、

のようない地元の事情を十分考慮した上

で、地元によくお話しして納得がいけば

ということでありまして、具体的に



決議でもやろうかと思つてゐるのです。おっしゃるよう登記所の近代化、合理化ということは必要です。必要な必要の措置をやればいいので、さつき御意見の中に、一町村内に数ヶ所、こういう話がありました。これは御承知のとおり昔は一つの町なら町、村なら村に置いた。町村の統廃合をやりましたから、同じ町村の中に登記所が二つも三つもあることはあり得る。町村という行政区画を単位にして登記所をまたそれに歩調を合わせていくと、いう考え方はずしも妥当じゃない。だから、あくまでも国民の便利のために登記所というものを置くのだという考えに切りかえてもらいたい。私は、法務省のやることをじっと見ておつて、ある時期がきたら、ひとつ登記所増設の決議でもやろうと思つてゐるのですが、そういうことにならないように考えていただきたい。法務省の事務当局でお考えになつていることは筋が通つてゐると思います。けれども実際現場に行きますと、法務省がこういう方針だからというので無理をする。現場は数を減らさなければいけないのだと、いう頭で一ぱいなんです。私はよく知つてゐるのです。おれのところはやつたら承知せぬぞといふところには手をつけませんが、そうでないところはどんどん統廃合をされるのではないかという気がする。私のところでも一ぺん手をつけましたが、私ががんがん言つたらやめましたよ。しかし、言わないところがやられてしまつたら、あとみじめで困るのです。だからそういうのないよう気につけていただきたい。近代化とか合理化とかいうのはいまはやりことですが、これはあ

くまでも国民に対するサービス、法務行政の面における国民に直結した一番大事な機関だということを頭の中に置いていただいて、無理されないようにぜひともひとつお願ひいたします。これだけ申し上げておきます。

○濱野委員長 本日の議事はこの程度といたします。  
次会は来たる二十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会